

暮らしの中の法律をわかりやすくお届けします。

# うずしお通信

2012  
MAY



うずしお法律事務所  
Uzushio Law Office

みなさまに役立つ  
法律事務所を目指して

## 創刊第2号

今月のQ&A

# 交通事故

「まさか!」「どうしよう?!」  
そんなとき、あなたを救う “最善の対処法”



- ① 事故現場でやっておくべきこと
- ② 示談のポイント
- ③ 損害賠償
- ④ 過失割合
- ⑤ 障害が残ってしまったら

# 交通事故

知らないと損をする?!  
もしものときに  
あなたを守る法律知識

交通事故は、当事者になって初めて  
その大変さがわかるもの。  
今回は被害者の立場から「よくあるご質問」と  
「対処のポイント」をご紹介します!

おとどけサル



## 1

### 事故現場

**事故発生!あとで困らないために  
事故現場でやっておくべきことは?**

まずは、警察へ届出ましょう。加害者などからの報告は義務ですが、被害者から届け出ておくことも必要です。特に怪我をしている場合は「人身扱い」の届出が大切です。できるだけ早く、交通事故証明書の交付を受けましょう。

つぎに、相手を十分に確認することが必要です。最低限、加害者の氏名、住所、連絡先、そして相手の車のナンバーなどを控えておくことが必要です。できたら、勤務先なども知っておくとよいでしょう(業務中に従業員が交通事故を起こした場合、雇主も賠償責任を負うことがあるからです)。

また、通行人や近所の人など、交通事故を目撃した人がいたらその証言をメモしておき、また後日必要ならば、証人になってくれるように頼んでおきましょう。

さらには、記憶が鮮明なうちに、自ら、現場の見取図や交通事故の経過、写真などの記録を、残しておくことも大切です。

逆に、やってはいけないこととして、その現場で示談や賠償額の話をしてはいけないことです。感情的になってしまい、どのような話になろうという方向に行くことはあり得ません。

## 2

### 示談

**保険会社から示談の話。  
何に気をつけたらいいのか、ポイントを教えて!**

交通事故の損害賠償というのは、精神的痛みも含めた全ての損害をとにかく金銭に換算して、お金で賠償させるものです(金銭賠償の原則)。そして、加害者が被害者に対して負うべき損害賠償責任は、有効な保険が付いていれば、強制及び任意の両自動車保険が肩代わりします。

しかし、実際保険会社の提示は保険金の支払いをできる限り抑制しようとし、低い基準で示談を求めてきます。実際、裁判になると、保険会社よりも高い基準で賠償額が認められるケースが多くあります。そのため、保険会社から示談の提示があれば、弁護士などの専門家に提示額が適正かどうか相談してみることが必要だと思えます。

## 3

### 損害賠償

**自営業なのに事故でケガをして仕事できません。  
相手に補償してもらうには、どうしたらいい?**

休業補償は認められます。自営業者の場合、事故によって実際に収入が減少した場合や、事業を営む上で発生してくる経費等が損害として認められます。収入の証明は、確定申告書や納税証明書等の書類によります。また、自分が働けなくて人を雇った場合、雇った人に出した給料が損害となります。ただ、難しいのは確定申告をしておらず収入を証明するものがない場合です。その場合には、会計証拠(領収書・元帳・源泉徴収票など)の提示をして収入を算出する必要がありますが、保険会社も認めるのを渋ります。その場合には調停や裁判を起こさないと休業損害を認めてくれないかもしれません、とにかく支払いを求める場合には、保険会社に連絡し、保険会社が十分な対応をしてくれない場合にはこちらも弁護士に相談をしましょう。

## 4

### 過失割合

**私は全然悪くないのに、過失を認定されてしまいました。  
「過失割合」って何?**

過失割合とは、交通事故におけるお互いの過失(不注意)の度合いを割合で表したものです。様々なケースにおいて、裁判所で認定された過失割合が類型化されています。しかし、相手の保険会社が交渉をするときには、加害者の過失が100%であることが明白な場合でない限り、何らかの過失があったのではないかとということで交渉を進めてきます。あなたが事故において過失がないと思うのであれば、調停や裁判で判断を求めることも必要です。裁判では、警察の実況見分や調書などを参考に過失割合が決定されますので、警察に対しては正しく自分の認識を伝えてください。

## 5

### 障害

**まだ通院中なのに、加害者の保険会社から「過剰診療だから治療費を打ち切る」と言われ困っています。**

保険会社はあなたの治療の経過をみて、もう完治している、もしくは症状固定(それ以上は治療の効果が上がらない状態のことです。)と判断したとき、治療費の打ち切りを被害者に伝えてくるのです。治療費の打ち切りは、保険会社の判断基準に基づいて行います。

しかし、保険会社も治療の一切を認めないという意味で打ち切りをいっているわけではありません。あくまで、「保険会社として治療は完了、または症状固定と判断するため、現時点でこれ以降の治療費は支払えません。ただし、後からまだ治療が必要とわかったときは、その分はその時に支払います。」という意味なのです。

そのため、保険会社から治療費の打ち切りを言われても、被害者の方は主治医とよく相談をして、治療が必要な限りは、ないし症状固定に至らず治療の効果が出ている場合は、病院での治療を続けるべきでしょう。またその点を保険会社に交渉して打ち切りを待ってもらいましょう。万一、保険会社から治療費が打ち切られた場合は、いったんはあなたが自分で治療費を立て替えて支払わないといけません(その場合、治療費が高額になりますので、健康保険を使用しましょう。)。しかしその後、示談や裁判の結果、事故と因果関係が認められたのであれば治療費が支払われますので、まずは怪我をしっかりと治すことが一番です。

# お知らせ 5月23日午後7時～ セミナーを開催します！

5月23日（水）午後7時から、下記の場所でセミナーを開催しますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。  
今回のセミナーのテーマは、「弁護士という仕事とは？」です。

ふだん分かりにくい弁護士の日常や仕事の中身について、具体例をまじえながら話をさせていただきます。弁護士に相談したら、いったい、どんなサービスを受けられるのか？このセミナーに参加していただければ、依頼してから弁護士活動終了まで、イメージがわきやすくなると思います。ご質問等もぜひどうぞ。

場所はこちら

徳島市南昭和町1丁目23 三谷ビル4F（県庁手前55号線バイパス沿いにある四国銀行の斜め前にあるビルです。えびす製麺所の向かい側）

コワーキングスペース「プラットフォームエナジー TOKUSHIMA」

\*駐車場あります（お問い合わせください）。\*会場使用料として500円のみ頂戴いたします。

## 瀧 誠司

## profile

### 経歴

昭和50年12月1日生まれ 生後すぐ鳴門市で生活

鳴門市第一小学校→鳴門教育大学学校教育学部附属中学→徳島市立高校理数科を経て、

平成12年3月 東京大学法学部卒業

平成14年10月 司法試験合格

平成15年4月～平成16年9月 司法修習生（第57期 広島）

平成16年10月～ 徳島弁護士会登録 あわ共同法律事務所で執務

平成23年12月19日 うずしお法律事務所を設立

### 取扱業務

貸金・不動産・交通事故等民事全般、離婚・相続等家事全般、  
労働事件 刑事事件（少年事件を含む）、破産等債務整理  
（特に離婚・相続、労働事件の業務を数多く経験しております）

### その他

●平成22年4月から平成23年3月まで

「おはようくしまプラス」週1回レギュラーとして出演

●平成23年4月～現在 徳島大学非常勤講師（「憲法と人権」担当）

●平成22年4月～現在 鳴門市「心配ごと相談」として

鳴門市社会福祉協議会で無料法律相談を実施中（月1回）

### 事務所MAP



パシフィックハーバー近くの  
ローソン向かい。「鳥兄弟」のお隣です！

### うずしお法律事務所

☎ / 088-678-9222

徳島市中洲町3丁目19-1 里見ビル101号

FAX / 088-678-9223

e-MAIL / info@uzushio-law.jp

～弁護士の日常を綴っています。ぜひご覧ください～

● ホームページ

<http://www.uzushio-law.jp>

● facebook

<http://www.facebook.com/seiji.taki>

